

委員会審査

常任委員会では担当分野の議案審査をはじめ、所管事務の調査を行っています。

総務

常任委員会

住民投票条例 検討委員会の答申

総務常任委員会では、明石市住民投票条例を制定していくにあたり、検討委員会からの答申書が市長に提出されたことと報告がありました。答申は市民フォーラムや市民意見公募で出された意見を参考に議論を重ね、検討結果をまとめたものです。

答申書では、住民投票を行う対象については、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項としていきます。請求資格および投票資格については、年齢を18歳以上とし、定住外国人も認めることとしていきます。これは今後、住民投票を行うことにより大きく影響を受けることになる若い人たちの意見を聞く必要があること、また、住民投票は住民の意思を確認するものであることから、住民として地域活動に参加する定住外国人も含めて広く意見を聞く必要があると判断したためです。請求に必要な署名数については、投票資格者の6分の1以上、8分の1以上、10分の1以上と検討委員の間で意見が分かれましたが、議論を経て、8分の1以上を全委員合意の結論としています。

定にあたっては慎重に進めべきとの意見がある一方で、市民への説明責任を果たすためにも、早い段階で見通しを明らかにすべきなどの意見がありました。市からは、今後答申内容について丁寧な議論、検討を行い、さまざまな意見を聞きながら、条例案の策定に取り組んでいきたいとの説明がありました。



住民投票条例検討委員会の様子

生活文化

常任委員会

卸売市場の指定管理

生活文化常任委員会では、明石市公設地方卸売市場の指定管理者を(株)明石卸売市場管理センターとする議案について審査し、原案どおり承認しました。指定期間は平成27年4月から3年間です。同社は、市場内の卸売会社3社、仲卸組合2者、関連事業協会1者が出資して設立した会社です。その運営方針は、市場の進むべき方向性を検討するために設置された、市場のあり方検討委員会の報告書に基づき、流通業務の一層の



市場の活性化を目指して

強化や新規事業を展開することで、市場内の年間総取扱高を3年間の内に10億円増加させ、227億円を目指すというものです。今後は、水産、青果、関連事業などの市場に精通した職員によって効果的、効率的に運営を行い、販路拡大やブランド力の強化などを図るとともに、給食食材提供事業や市場開放、観光誘致の

新規施策などを強力に押し進め、市場を活性化するとしていきます。委員からは、中学校給食の実施時期が不透明な中、年間総取扱高の増額目標は達成できるのか、また、漁協や農協との連携はどのようにしていくのかなどの意見がありました。これに対して市からは、給食食材提供事業は中学校給食に期待する部分が大いだが、病院や保育所とも取引を行い、増額を目指していく、また、給食食材の提供をきっかけとして、卸売市場が漁協や農協と将来の展望を話し合う場ができるなど連携が深まってきており、今後は市の関係各課も協力して市場の活性化に取り組んでいくとの答弁がありました。

文教厚生

常任委員会

東部中学校 給食センターの今後

文教厚生常任委員会では、(仮称)明石市東部中学校給食センター建設の今後の進め方について報告がありました。

東部中学校給食センターについては建設に向けた工事が旧交通部跡地で進めてきましたが、平成26年9月に想定以上の産業廃棄物が発見され、市の産業廃棄物の処理に係る費用の補正予算案を10月議会に提案しましたが、否決されたため工事は中止しています。そのため、工事の請負者と契約解除に向け手続きを進



工事が中断した建設用地

めており、協議の上、工事済部分を確認し、市からの支払額を決定していきます。また、建設用地については、雑草などの対策のため地面をアスファルト等で覆うとともに、防犯対策のため周囲をフェンスで囲い電灯を設置するなど、適切な管理に向け工事を行います。今後は、センター方式での実施を基本として、環境

分野に専門知識のある第三者から意見を聞くなど、まずは土壌の安全性について確認していきます。そして、中学校給食を早期かつ着実に進めるため、安全性の確保を第一に多角的に検討していきます。委員からは、センター方式ではなく、小学校で調理して中学校に運ぶ親子方式にできないか、また、センターを他の場所で建設することも含めて検討するのかがこの意見がありました。市からは、小学校の給食室で作った給食を他校に搬出すると、建築基準法上、工場扱いとなるため本市では親子方式の実施は難しい、また、センターの建設用地については土壌の安全性を確認した上で判断していくとの説明がありました。

建設企業

常任委員会

空き家条例の 制定に向けて

建設企業常任委員会では、(仮称)明石市空き家等の適正な管理に関する条例案について報告がありました。

近年、急速な少子高齢化や核家族化などにより増加している空き家は、適正な維持管理がされないまま老朽化し、防災、防犯、衛生の面から隣接する建築物や周辺の生活環境を脅かすなど全国的な問題となつていきます。本市にも、早期の対策が必要な危険性の高い空き家が40棟存在しています。

本条例は、空き家等の適正な管理に関して、所有者等の責任を明確にし、市の対策を規定することで、危険な空き家を排除することを目的に制定しようとするものです。条例の内容としては、市は空き家の所有者等に対して適正な管理を求めるとともに、市民に対しては、管理不全な状態の空き家について市への情報提供を求めます。また、管理不全であると認められた場合には、空き家の所有者等に助言、指導、勧告を行うことができること、正当な理由なく措置を講じない場合には、状況に応じた命令や所有者等の氏名、空き家等の所在地を公表することができることを規定します。さらに命令に従わない場合は、市が所有者等に



市内には危険な空き家が40棟

代わって解体などを行うことや、緊急の必要がある場合は、所有者の有無にかかわらず市が必要最小限の予防措置を行えることを規定します。今後は、平成27年1月中旬まで条例案への市民意見公募を実施した上で3月議会に条例案を提出し、可決された場合は周知期間を置いた後、7月から施行する予定です。